

会議の要旨（議事録）

会議の名称	鳥栖市社会教育委員定例会		
開催日時	平成28年3月22日(火) 10時から	開催場所	市役所 2階第1会議室
出席者数	13人	傍聴人数	0人
議題	(1) 一体型放課後子ども教室について (2) 平成28年度社会教育関係団体への助成について		
配布資料	・ 鳥栖市社会教育委員定例会資料		
所管課	(課名) 生涯学習課 (電話番号) 0942-85-3694		

1. 開 会

- 事務局(佐藤課長)
 - ・委員欠席者の報告
- 天野教育長あいさつ

2. 議 事

(1) 一体型放課後子ども教室について

●事務局説明

- 一体型放課後子ども教室について資料にそって事務局より説明 —
 - ・文部科学省による学校家庭地域の連携協力推進事業の概要
 - ・学校を利用した放課後児童クラブとの一体型放課後子ども教室の概要
 - ・鳥栖市の放課後児童クラブ入会・待機児童の状況

○本日は答申といったことではなく、社会教育委員会委員の皆様の意見を出して、今後の事業に反映していただけることと思うので、皆様のご意見をお願いします。初めて聞かれる方は難しいと思う。特に「一体型」というのが何なのか。要するに、現在鳥栖市の放課後子ども教室はまちづくり推進センターで実施しているが、そうするとまちづくり推進センターにはなかなかいけない子ども達もいるので、学校で実施して参加しやすくしましょうということと理解してもよいか。

●言われたとおりにご理解いただいてよろしいかと思う。説明にもありましたように、元々文部科学省の事業であった放課後子ども教室と、厚生労働省の事業である放課後児童クラブ、鳥栖市では「なかよし会」が、その学童保育事業を「放課後子ども総合プラン」として、文部科学省と厚生労働省の省を超えて連携して一体的な実施を推進しようというのが事業の主旨で子育て支援の目玉的な事業に位置付けられ、国の方でもこの一体型の事業について強力で推進されている。

一体型の意味については、学校において事業を実施することにより、多くの児童の参加ができるようになり、なかよし会を利用している児童が利用対象になるというメリットがある。放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に連携して実施するというのがいわゆる一体型の主旨である。

○なかよし会の入会者数の説明があったが、利用している児童は希望者か。

●希望される方が対象だが、基本的になかよし会自体が就労等により放課後保護者がいない児童が利用の条件である。

○場所と人との関係というか学校でいろんなことをやるが、子ども達をみれる人が多いと全体的に安心をする。地域でどう子ども達を見るかということが大事だと思う。事務局に尋ねるすが、見守り活動(学童保育)と、子ども教室の違いはなにか。

●学童保育と放課後子ども教室の違いは、子ども教室は、教える方に教える事柄について、ある程度の専門性が必要なことと考える。

○なかよし会については、指導員の先生が足りないと聞いている。利用を希望するほうは誰でもできるが見守る方を集めるほうが大変である。受け入れられていない方がこれだけいるのはショックではある。

○ なかよし会の指導員は誰でもできるのか。

●基本的には、誰でも構わない。ただし、運営上は各なかよし会に教員免許を持った人とか保育士免許を持った人とかを必ず1人は配置するようになっている。

○待機児童の内訳をみると4～6年生となっている。高学年である程度家庭で留守番も可能だとは思いますが、大事な年頃でもある。以前老人クラブの中で、なかよし会みたいな子どもの見守りをしようかとの意見もあったが、やはり指導する方がなかなか集まらない。そこにはやはり、ボランティアで無償ではなかなかという点もあるようだ。市からいくらかでも補助とか支援があればいいのではないかと思う。

○指導する人が大事。放課後子ども教室をするにしたって、どういう人が来るかでうまくいかどうかが決まると思う。

○放課後子ども教室についてだが各まちづくり推進センターで実施しながら、学校でも新たに実施するということか。

●実施については、現在はまだ未定だが、まちづくり推進センターとなかよし会、また学校の施設管理等については所管課が別々なので、具体的にどうしていくかの協議が必要になる。

○センターと学校の二本立ては難しいと思う。

○学校での実施となっているが、学校は施設を開放してくれるのか。なかなか利用させてもらえないとも聞いているが。

●待機児童については特に夏休みについて問題があると考えている。平日は1～3年生まではなんとか受け入れているし、4年生以上となると、授業の時間が長く、平日はあまり利用する時間がない状況。夏休み期間については、朝から晩まで保護者がいない状況なので夏休みの居場所づくりが必要と考えている。ただ、それが学童保育、なかよし会では高学年の場合は難しい部分があるのかなと思う。そういった意味でも放課後子ども教室などをはじめとして、夏休みの居場所づくりを考える必要がある。現在は小学校の普通教室にはエアコンが設置され、そういった意味では夏休みは利用しやすくなったのではと思う。

○まちづくり推進センター事業は水曜日と土曜日でしたか。そうすると、学校での一体型の事業実施は夏休みを主眼に置いているということか。

○たしかに、保護者が仕事でいないところは、家が子ども達のたまり場になって困るといった声を聞いたことがある。

●現在のところ想定としては、まちづくり推進センターの事業を何か1つでも夏休みに学校で実施していただけないかと考えているところ。学校で実施すると子ども達は集まると考えるので今後コーディネーターはじめ見守りの人の体制や調整が所管課と必要だが、いくつかのモデル的な事業を実施できればと考えている。

○夏休みを主眼として考えるということですね。

○実際によそでこういった取り組みをされている方の話をきいたことがある。その方の学校は学校を退職した先生たちをうまく引き込んで、その方々を中心に時間割を組んでいただいているそうだ。

○こういった取り組みについては、大人がやるだけではなく、4、5、6年生が指導員となって低学年を教えたり、遊んだりするような疑似家族的なこともできるのではないかと。大人はその見守りをするというような。現在は異学年で交流する機会も少ないので。

●今のご意見は新しい発想で、大変いいと思う。

○いずれにしても、皆さんの意見にあるようにコーディネーターが大切になるということ。また、教える講師の人、例えば三味線ができたりスポーツやら何か教えられる人も必要。

○学校の方でも地域のコーディネーター的な人を掴んでおくことが大事。

○以前から教頭先生がそういった役回りをされていたと思うが、現状はどうか。

●現在小学校には、児童数800人超えの学校は教頭を2人置くことになっている。県内では6校、鳥栖市では旭小学校、弥生が丘小学校の2校。また中学校では鳥栖中学校に副校長を配置しており、校長、副校長、教頭、主幹の体制になっている。それぞれ市内の小中学校、個人差はあるが、動いているところ。

また、弥生が丘小学校は地区の公民館がなかったため、放課後子ども教室はすべて学校を利用していた。そういった事例もあり、今後コミュニティスクールも設置していく計画もあるので学校教育に関しましても地域の方々をはじめ多くの方に関わっていただく、協力していただくことが増えていくと思うのでよろしくお願いします。

○まちづくり推進センターは各種教室、講座を活発にやられているので、センターに町の人材を教えてもらう事も大事。ちなみに、田代には以前宿題を見ようというのがあったのだが、参加する子どもが次第に減って行って終わったということがあった。

○学校でコーディネーターをされ、積極的に学校児童に関わられているところもあると聞いているが、他の学校はどうか。

○他の学校にはなかなかいらしゃらないので教職員が(自然体験学習など)やってみるが、あまりうまくいかない。市町によっては各校に予算をつけてコーディネーターを配置しているところもあるようですが…。

○現在の子どもはどこにいてもゲームばかりしている。だから、こういった学びの場というのが、参加が少なく成り立たない側面がある。やはり、学校で行うという事が必要で大事。本当に来てほしい、心配な子どもは公民館まちづくり推進センターには行かないのが現実。

○一体型放課後子ども教室は、学校の先生は関わるのか。

●基本的に関わらない。

●子ども教室事業は、社会教育の小学生版的なものだと考える。学校教育とは違う子ども達との関わりや、学びがあると思う。

○一体型放課後子ども教室、なかなか難しく明確な回答はできないと思うが、地域において子ども達の居場所をどうするのか、子ども達の見守りなど今後も知恵をしぼって考えていかななくてはならないと考える。本日の議題は諮問の答申ではないが、今日の意見を是非参考にし、事業を進めていただきたい。

(2)平成28年度社会教育関係団体への助成について

●事務局

ー 平成28年度社会教育関係団体への助成について事務局より説明 ー

○青少年教育の団体に対して補助金が交付されているが、老人クラブも朝などの通学路の見守り活動を行ったりしている。そういった活動に対して補助金はないのか。

●お示ししている補助については、団体運営に対する補助金であり、事業毎の補助金ではない。詳細は把握していないが、老人クラブ様は担当部局である社会福祉課から同様の団補助があるのではないかと考える。

○見守り活動自体の事業に対する補助とかあってもいいのではないかと。意見としておく。

○議事(2)について 承認

○本日の議題は以上で協議終了。社会教育委員会定例会を終了します。事務局においては本日の意見を参考に事業実施をお願いします。長時間ご協力いただきありがとうございます。

3. 閉 会